

入院時食事療養費

当院は、入院時食事療養(I)・入院時生活療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

| 70歳未満 | 70歳以上の高齢者 | 標準負担額(1食当たり) (1日3食を限度) | |
|-------------------------------------|-----------------------------|---------------------------|------|
| 一般 (下記いずれにも該当しない者) | 一般 (下記いずれにも該当しない者) | 490円 | |
| 低所得者Ⅱ (住民税非課税) | 低所得者Ⅱ(※1) | 過去1年間の 入院期間が90日以内 | 230円 |
| | | 過去1年間の 入院期間が90日超 | 180円 |
| 該当なし | 低所得者Ⅰ(※2) | 110円 | |
| 低所得者Ⅱに該当しない 小児慢性特定疾病又は 指定難病患者 | 低所得者Ⅰ、Ⅱに 該当しない 指定難病患者 | 280円 | |

※1 低所得者Ⅱ：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外のもの

※2 低所得者Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、老齢福祉年金受給権者